



**高額介護合算療養費の支給**

保険年金課 国保給付担当 ☎775-51136  
 (高齢者医療担当) ☎775-51125  
 ☎775-9827  
 高齢介護課 ☎775-6473  
 (管理給付適正担当) ☎776-8872

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、1年間(毎年8月～翌年7月)の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。 ☎2月以降(予定) ※上尾市の国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入しており、支給の対象になる人には申請書を送付します。住所変更や他の医療保険に異動した場合などはお知らせできないことがあります。

**平成27年度上尾市多子世帯  
保育料軽減事業**

保育課 ☎775-51211  
 ☎774-5342

3人以上の児童を養育している世帯で、第3子以降の児童が保育施設に通っており、一定条件を満たす場合に保育料を免除します。 ☎次の①～④の全てに該当する児童①子ども・子育て新制度における保育施設(認定こども園・保育所(園)・地域型

保育など)を利用している②0～2歳である(入所後3歳に到達した場合は2歳児クラスの年度末まで。ただし3歳に達した後、新たに2号認定を受けて入所した児童は対象外)③共に生活している兄弟姉妹のうち、第3子以降である ※別居している生計である場合には、共に生活している者とみなします(振込通帳のコピーなどの証明が必要)。④保育料が掛かっている(0円ではない)児童

**介護相談員を募集**

高齢介護課 ☎775-6473  
 ☎776-8872

介護相談員を介護施設に派遣しています。介護相談員は、介護サービス利用者から介護サービスに関する疑問や不安・不満を聞き、問題の改善・解決に向け介護事業者との橋渡しをします。【募集人員】若干名 【応募条件】次の①～④の全てに該当する人①市内に住所がある②介護に関心があり、月に半日4回以上活動できる③市指定の相談員養成研修(5日

間)に参加し、課程を修了する④4月～平成30年3月の2年間活動できる 【選考方法】面接などによる審査 ☎申込書(高齢介護課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、2月26日(金)まで(必着)に直接または郵送で高齢介護課(〒362-8501本町3-1-1)へ

**「上尾市個別施設管理基本計画(案)」への意見を募集**

施設課 ☎775-5115  
 ☎775-9819

効率的で効果的なマネジメントの実施により、持続可能な公共施設などの維持を実現するため、「上尾市個別施設管理基本計画(案)」を作成しましたので、意見を募集します。 ☎

市内に在住・在勤・在学の人 【計画(案)の公表・意見募集期間】2月8日(月)～29日(月) 【計画(案)・意見書の設置場所】施設課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載しています。 【意見などの取り扱い】内容を検討し、計画策定の参考にします ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。 【提出方法】意見書(市ホームページ)からダウンロードも可)に

必要事項を記入して、直接または郵送(29日必着)、ファクス、メールで施設課(〒362-8501本町3-1-1、☎58000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

**「子ども医療費の登録と「子育てアッピーメール」の配信**

子ども支援課 ☎775-6819  
 ☎774-5342

**●子ども医療費の登録**

子どもが医療機関を受診したときに支払う医療費を助成します。助成を受けるためには登録が必要です。

☎市内に住所があり、健康保険に加入している中学校修了前の子ども ※他制度(ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費)などで医療費助成を受けている人はそちらが優先されますので、登録は不要です。

【助成額】保険診療費または保険調剤費の自己負担分(高額療養費と家族療養費附加金を除く) 【必要書類】子どもの氏名が記載されている健康保険証、保護者(生計中心者)の健康保険証、保護者(生計中心者)名義の普通預(貯)金口座の分かる物 ☎子ども支援課または各支所・出張所

**●「子育てアッピーメール」の配信**

子育て中の人に役立つ情報をお届けするメールマガジン「子育てアッピ

「メール」を配信しています。子育て支援、イベント、子どもの健康などに関する情報をお届けします。配信の登録は、市ホームページから受け付けています。



**国民年金保険料は  
お得な口座振替を**

保険年金課 ☎775-51137  
☎775-9827  
大宮年金事務所 ☎652-33399

**① 口座振替の前納**

1年度分の保険料を前納する場合の割引額は、現金払いでは3,320円ですが、口座振替では3,920円になります(平成27年度額)。6カ月分の前納も口座振替がお得です。また、口座振替では2年度分を前納することもでき、1万5千円程度の割引になります。 ※下期6カ月(10月3月分)を除く口座振替の前納は2月29日(月)までに申し込みが必要です。

**② 口座振替の当月「早割」**

月々の納付も口座振替の「早割」(当月保険料の当月末日振り替)がお得です。口座振替による毎月納付の場合、通常の振替日は翌月末日で

すが、「早割」に変更すると、保険料が月額50円引きになります。【①②共通】年金手帳または納付書、預(貯)金通帳、通帳届け出印を用意して、金融機関または大宮年金事務所へ

**上尾市登録  
手話通訳者選考試験**

障害福祉課 ☎775-5122  
☎776-8872

☎3月13日(日) ☎上尾市総合福祉センター【応募条件】市内に在住・在勤の20歳以上で、聴覚障害者福祉に理解があり、次のいずれかに該当する人①手話通訳者養成講習会を受講またはおおむね同等の技術がある②手話通訳活動の経験が2年以上ある【試験内容】筆記試験、手話読み取り、手話表現、面接 ④申請書(障害福祉課、上尾市社会福祉協議会にある)に必要事項を記入して、2月15日(月)まで(必着)に直接(土(日)祝を除く)または郵送で障害福祉課(〒362-8501 本町3-1-1)へ



**児童手当制度**

子ども支援課  
☎775-5120・☎774-5342

児童手当は、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、中学校修了前までの児童を養育している人に支給されます。児童手当を受けるには申請が必要で、手当の支給は原則申請した日の翌月分からになります。出生や転入で児童手当の申請をする場合は、誕生日や転出予定日の翌日から数えて15日以内に申請してください。15日を過ぎて申請した場合、原則として遅れた月分の手当を受け取ることはできませんので注意してください。

また転出や、児童を養育しなくなった・公務員になっ

**【支給月額】**

対象児童	月額(1人当たり)	
	所得制限限度額未満	所得制限限度額以上
3歳未満	15,000円	一律5,000円
3歳～小学生	10,000円 (第3子以降は15,000円)	
中学生	10,000円	

※制度上の児童とは、18歳になった最初の3月31日までの人です。その児童のうちで何番目に当たるかを「第1子」「第2子」と数えます。

たなどの場合には届け出が必要になります。☎市内に住所があり、中学校修了前の児童(15歳に達する日以降最初の3月31日まで)を養育している人 ※児童の住所は市内で、養育者の住所が市外の人は、養育者の住所地で申請してください。公務員は勤務先で申請してください。【支給月】6月/2～5月分、10月/6～9月分、2月/10～1月分 ※平成27年6月の更新手続きが済んでいない場合は、2月定期支給を受け取ることができませんので、速やかに手続きしてください。10月に定期支給があった人は、手続き済みです。

**【所得制限限度額(平成27年度)】**

扶養人数	所得制限限度額
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円
3人	744万円

※4人目以降は1人増える毎に38万円を加算します。  
※ここでいう所得とは税法上の所得を指すものであり、収入ではありません。扶養人数は、税法上の扶養親族などの人数です。  
※この表の所得制限限度額には、政令控除(一律8万円)があらかじめ加算されています。その他に、障害者・寡婦(夫)・勤労学生・雑損・医療費・小規模企業共済等掛金などの控除があった場合は、それらの金額を所得から控除します。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 定定員 持持ち物  
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ ※記載のないものは「無料」

## 都市計画マスタープラン 中間報告結果の公表

都市計画課 ☎775-7629  
☎775-9906

「上尾市都市計画マスタープラン2010」は、将来を見据えた都市計画の基本方針です。計画の策定から5年目の節目となる今年度は、社会情勢の変化や関連事業の進捗状況を踏まえ、次期改定に向けた検証(中間報告)を実施しました。中間報告の結果は、提言書と報告書にまとめホームページおよび市役所1階情報公開コーナーで公表します。【公表予定日】2月24日(水)

## 瓦葺掛樋跡を 市登録文化財に登録

生涯学習課 ☎775-9496  
☎776-2250

市内に存在する文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要と認めるものを市登録文化財に登録しています。

平成27年11月17日に瓦葺掛樋跡を登録しました。瓦葺掛樋は、見沼代用水路の重要構造物です。瓦葺で見沼代用水路と綾瀬川が立体的に交差できるように、綾瀬川の上に架けられたものです。現地に残されている

れんがで構築された橋台などは、見沼代用水路や明治時代の土木技術の歴史を伝える貴重な文化財です。



瓦葺掛樋跡

## 本人通知制度の不正取得を 防止するために

市民課 ☎775-5128  
☎775-9827

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを、本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録している人に対して交付した証明書の交付年月日・種類・交付通数・交付請求者の種別を郵送によりお知らせするものです。この制度により、不要な

身元調査など人権侵害の未然防止や、委任状の偽造、不正取得の抑止につながります。☎上尾市の住民基本台帳に登録されているか、戸籍に記載されている人 ①申請書(市民課、各支所・出張所にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、

印鑑、自動車運転免許証などの本人を確認できる書類を用意して直接、市民課または各支所・出張所へ(土)②(祝を除く) ※郵送(市民課に限る)の場合は、本人を確認できる書類の写しを同封してください。

## 平成27年12月定例会市議会 平成28年第1回臨時会

総務課 ☎775-4963  
☎775-9819

平成27年12月定例会市議会は、12月14～25日の12日間の会期で開かれました。この議会では、ふるさと納税制度による寄附額の増加に伴い必要経費を増額した補正予算案や、上尾市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例案などの議案が審議されました。

このうち市長提出の議案では、今議会に提出された22議案と諮問1件が全て原案のとおり可決または答申された他、9月定例会市議会に提出され継続審査となっていた平成26年度決算

認定などの7議案についても原案のとおり認定または可決されました。

## ●人権擁護委員の候補者の推薦

人権擁護委員の候補者に、前島百合子氏を推薦することに異議なき旨の答申がされました。



平成28年第1回臨時会が1月8日に開かれ、選挙の結果、田中守氏が議長に、新井金作氏が副議長に選出されました。

## ●議長 田中 守氏

略歴／議長、議会運営委員会委員長など歴任。愛宕一丁目在住、70歳。当選5回(新政クラブ)



## ●副議長 新井 金作氏

略歴／健康福祉常任委員会委員長など歴任。小敷合在住、55歳。当選3回(新政クラブ)



## ●監査委員の選任

監査委員に、嶋田一孝氏を選任することが同意されました。

## 市長 キラリ☆通心

### 5年という時間

市長 島村 穰



市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。  
年明けから、早くも1カ月が経過しましたが、いかがお過ごしでしょうか。

東日本大震災から間もなく5年を迎えます。被災地復興に向けた取り組みが進められる一方で、まだまだ元の生活に戻れない人がいるのも事実です。そのような中、市民の皆さんには自主的な取り組みはもちろん、市の行うボランティア事業をはじめ、本宮市との交流や各種の復興支援の取り組みに対して、多大なご協力をいただいていることに、あらためて感謝いたします。

5年前、私たちの平穏な日常に突然「震災」という楔（くさび）を打ち込まれました。災害は一瞬にして人々の生活をのみ込みましたが、その後の皆さんの取り組みにより、今では新しいつながりが生まれ、その絆が深まった5年間であったと強く感じています。

楔は使い方によって、「物を割る」という意味と「物と物が離れないよう接着する」という相反する意味があ

ります。突然打たれた楔は今でも私たちに試練を与えている反面、上尾市と東北の被災地とを強く結びつけてきました。これからもさらに協力し合いながら復興への階段を一段ずつ登っていきたいと思います。

ことしの成人式では、新成人の門出に当たり「幸せだから感謝するのではない。感謝するから心に幸せが生まれる」という言葉を贈らせていただきました。「感謝」とはとても素晴らしい言葉です。これまでの人生を支えてくれた家族、友人、恩師など、かけがえのない大切な人々に対する感謝の気持ちを忘れることなく、何事にも果敢に挑戦する勇気と感受性豊かな心を原動力に、持てる力を思う存分に発揮してください。また、夢の実現に向かって一度しかない人生を心豊かに歩んでいただきたいと思います。

私たちは、平等に1日24時間という時間を与えられていますが、その過ごし方で人生は大きく変わっていきます。自分自身の時間を大切に使用いただき、鉛色ではなく、黄金に輝くすてきな時間を送ってほしいと願っています。

そして私も、地方創生に当たり急速に進む少子高齢化や人口減少に的確に対応するため、「第5次上尾市総合計画後期基本計画」や「上尾市地域創生総合戦略」を推進し、上尾らしさを生かした施策を展開し、「もっと、もっと、住みよい魅力ある上尾」を、さらに成熟した上尾を目指して全力を傾注してまいります。

## 「キラリ☆あげおPR大使」 就任記念

# 長尾春花 スプリングコンサート

広報広聴課 ☎775-4918・☎776-8873

昨年「キラリ☆あげおPR大使」に就任した長尾春花さんによる就任記念コンサートです。バイオリンの調べに乗せて春の訪れを感じてみませんか。 ☎3月5日(土)14時～(開場/13時30分) ※「入場整理券」(無料)が必要です。  
☎上尾市コミュニティセンター ☎「キラリ☆あげおPR大使」の長尾春花さん(バイオリニスト)によるクラシックコンサート(ピアノ・貫川風さん) 【プログラム】『愛の挨拶』/エルガー、『チゴイネルワイゼン』/サラサーテ、『バイオリン協奏曲第3楽章』/チャイコフスキー、『バイオリン協奏曲第1楽章』/メンデルスゾーン、『バイオリン・ソナタ第5番「スプリング」第1楽章』/ベートーベン 他 ※曲目は変更になる場合があります。【入場整理券配布期間・場所】2月5日(金)9時からコミュニティセンター、上尾市文化センター、広報広聴課で配布し、予定枚数に達した時点で終了 ※広報広聴課では(土)(日)祝の配布は行いません。配布枚数は1人2枚まで(1枚につき1人の入場)です。全席自由で、未就学児は入場できません。

### 【プロフィール】ながお・はるか (バイオリン)

静岡県掛川市で生まれ、3歳からバイオリンを始める。東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校入学を機に上尾市へ転入。グラーツ国立音楽大学修了の後、東京藝術大学音楽学部大学院修士課程を首席で修了し、現在、同大学院博士課程に在籍。昨年9月からハンガリーのリスト音楽院に留学中。

日本音楽コンクール優勝や、若手バイオリニストの登竜門である『ロン＝ティボー国際音楽コンクール』で第5位に入賞するなど、華々しい活躍をしている。

2010年には市の名声を高めるとともに、市民に夢と希望を与えた者に贈られる「上尾市栄誉賞」を受賞した。2015年10月、上尾市の魅力を広く市内外に発信する「キラリ☆あげおPR大使」に任命。



時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物  
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

2月16日(火)～3月15日(火)



# 税の申告を お忘れなく

市・県民税／市民税課 ☎775-5131・5132・☎775-9846  
所得税／上尾税務署 (〒362-8504西門前577)  
☎770-1800(自動音声案内)

市・県民税(住民税)と所得税の申告の受付期間は2月16日(火)～3月15日(火)です。

## 市・県民税

市・県民税申告書は、平成27年中の所得に対して平成28年度に課税する市・県民税額を適正に計算する大切な資料になります。市・県民税申告書は、前年度に提出した人などに2月上旬に郵送します。また、市民税課、各支所・出張所でも配布します。

### ●申告が必要な人

平成28年1月1日現在に上尾市に

住所があり、主に次の①～③のいずれかに当てはまる人が対象です。ただし、税務署に確定申告をする人は、市・県民税の申告は不要です。

①所得控除(生命保険料控除・社会保険料控除・医療費控除・扶養控除など)や、税額控除(寄附金税額控除など)を追加する ※市・県民税申告を行うと、ふるさと納税の申告特例(ワンストップ特例)の適用が受けられませんので、対象の人は、寄附金税額控除も申告してください。

②給与と所得者で次に該当する 給与を2力所以上から受けている／勤務先で年末調整をしていない／勤務先から上尾市に給与支払報告書が提出されていない ※提出の有無は勤務先に確認して下さい。

③給与・公的年金所得以外に各種所得があった(営業等、農業、不動産、市・県民税配当割が源泉されていない配当など) ※給与または年金所得者で、それ以外の各種所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、市・県民税申告は必要です。

### ●申告に留意する物

①市・県民税申告書

②印鑑

③収入金額や経費が分かる書類 給与所得者／源泉徴収票 年金所得者

／公的年金等源泉徴収票 事業所得

者／所得の計算の基になる事業の収入金額や必要経費を記載した帳簿など

④各種控除を証明できる書類(平成27年1～12月に支払ったもの) 各種保険料控除／社会保険料(健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・介護保険など)や生命保険料・地震保険料などの支払金額を証明できる控除証明書など 医療費控除／医療費

の領収書と、健康保険・生命保険会社などから補てんされた金額の分かる書類 ※医療を受けた個人・医療機関ごとに、支払った医療費や補てん金額を集計した明細書をあらかじめ作成してください。医療費の領収書の提示・提出がない場合は、医療費控除を適用しません。 障害者控除／身体障害者・療育・精神保健福祉などの手帳、障害者控除対象者認定書 その他の控除／証明書や領収書など、それぞれの控除に必要な書類

### ●市・県民税申告書の提出

市・県民税申告書は、次の①～③のいずれかで提出してください。

※申告書に資料を貼りつけないでください。また必要な資料が添付されていない場合は、所得や控除を修正します。申告書は、市民税課ホームページから作成することもできます。

①郵送／記入・押印済みの申告書に

## 公的年金等を受給している人へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません。平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている人は、この制度は適用されません。ただし、確定申告が不要な人でも、市・県民税申告は必要な場合があります。「申告が必要な人」を参考に、あてはまる人は市・県民税申告書を提出してください。

※左記の場合でも、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失、繰越損失など)の適用を受ける場合には、確定申告が必要になります。

## 所得がなかった人へ

平成27年中に所得がなかった人でも、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定、国民年金保険料免除の申請、障害基礎年金の所得状況届、幼稚園就園奨励費補助金の手続き、課税(非課税)証明書の交付を希望される場合など、所得がなかった旨の申告が必要となることがあります。

源泉徴収票や各種控除証明など(医療費の領収書以外「पी可」を添付して、市民税課(〒362-8501本町3-1-1)に郵送してください。郵送された資料は返却しません。資料の返却や申告受付書控が必要な人は、切手を貼り宛名を記入した返信用封筒を同封してください。

②市民税課申告書受付用ポスト/市民税課の窓口にて、申告書受付用のポストを用意しています。①郵送による提出と同様に準備したものを投かんしてください。

③申告会場/申告会場は下表の通りです。 ※申告会場開設に伴い、申告期間中(土も含む)市民税課窓口では職員による申告書作成補助や、作成した申告書の確認は行っていません。所得税の確定申告は税務署で受け付けていますが、確定申告書Aの給与収入や年金収入だけの人は、市・県民税申告会場でも受け付けます。営業・譲渡所得などがある人(確定申告書B)や、新たに住宅借入金等特別控除を受ける人は、税務署で申告してください。

**所得税**

**●申告が必要な人**

①事業の収入がある人や、地代や家賃などの収入がある人で、平成27年

中(1~12月)の所得の合計額が基礎控除や各種の控除の合計額より多い  
 ②給与と所得者で次に該当する人  
 給与を2カ所以上から受けている/給与収入が2千万円を超えている/勤務先で年末調整をしていない  
 ③公的年金収入が40万円を超える  
 ④給与または年金以外に20万円を超える所得がある

⑤源泉徴収などされた所得税の還付申告をする

※公的年金受給者は12ページ「公的

**【市・県民税申告受付会場】**

とき	ところ	対象地区
2/16(火)	上尾市文化センター	緑丘、上町、仲町
2/17(水)		宮本町、愛宕、栄町、日の出
2/18(木)		東町、本町、原市(1316~1440番地)
2/19(金)	上平公民館	上平地区
2/23(火)	原市公民館	原市(1316~1440番地と原市団地を除く)
2/24(水)		五番町、原市中、原市北、原市団地
2/25(木)		瓦葺(尾山台団地含む)
2/26(金)	大谷公民館	大谷本郷、堤崎、中新井、戸崎、西宮下
3/1(火)	上尾市民体育館	西上尾第一団地
3/2(水)		西上尾第二団地
3/3(木)		巷丁目、今泉、向山、川、地頭方
3/4(金)	平方支所	平方地区
3/7(月)	大石公民館	中妻、浅間台
3/8(火)		弁財、井戸木、泉台、中分
3/9(水)		小泉、藤波、畔吉、領家、小敷谷(西上尾第一・第二団地を除く)
3/10(木)	尾山台出張所	2月25日に受け付けできなかった瓦葺(尾山台団地含む)
3/11(金)	上尾市コミュニティセンター	春日、柏座、富士見、谷津
3/15(火)	上尾市文化センター	上尾宿、上尾村、二ツ宮、上尾下、原新町

※時間はいずれも9時15分~15時です。

年金等を受給している人へもご覧ください。

所得税の確定申告をした人は、市・県民税の申告は不要ですが、配当所得や市・県民税に該当する寄附金、年少扶養親族がある場合など、必要に応じて確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に必要事項を記入してください。

**●申告に留意する物**

- ①確定申告書
- ②印鑑

③本人名義の通帳(還付申告をする人だけ)

④その他、必要に応じて12ページの市・県民税の「申告に留意する物」を参考にしてください。 ※確定申告書などの各種様式や手引きなどは、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードできる他、上尾税務署で配布しています。

**●申告書の提出**

所得税の確定申告は、2月16日~3月15日まで。

還付申告は、2月15日(月)以前でも行うことができます。次の①~④のいずれかの方法で提出してください。  
 ①郵便か信書便による送付  
 ②税務署の時間外収受箱への投かん  
 ③e-Tax(電子申告)での送信  
 ④上尾税務署内の確定申告会場での受け付け(2月1日(月)~3月15日(土)9時~17時(土)(祝)を除く。ただし2月21日・28日(日)は受付可)

※申告会場は大変混雑します。申告書の作成は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され便利です。作成したデータは、e-Taxで送信するか、印刷して上尾税務署へ郵送などで提出してください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 関関問問い合わせ ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物